

第 9 号議案

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条
に規定する職員の制度を導入するため、条例の一部を改正するも
のである。

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24
年12月国立市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第7条第1項」を「、第4条、第6条第2項並びに第7
条第1項及び第2項」に改める。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(任期を定めた採用)」
を付し、同条の次に次の2条を加える。

第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間
を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である
場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第2条の3 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) あらかじめ3年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合

第3条中「前条各項」を「第2条各項又は第2条の2各項」に改める。

第4条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2条の2各項の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、職員の給与に関する条例（昭和32年10月国立市条例第11号。次条及び第6条において「給与条例」という。）別表第1備考3に掲げる額とする。

第5条中「職員の給与に関する条例（昭和32年10月国立市条例第11号。次条において「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 給与条例第4条第2項から第8項までの規定は、第2条の2各項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。